

鳥取県プラスチック資源循環等支援事業実施要領

この要領は、鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金の交付について、鳥取県補助金等交付規則（昭和39年鳥取県規則第22号）及び鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 補助事業の審査

補助事業の採択については、鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）において、申請者に事業提案プレゼンテーションを行わせ、それを踏まえて審査会の委員（5名とし、生活環境部長が選任する。）が次に定めるところにより申請内容を審査した結果に基づいて決定するものとする。

(1) 審査項目及び審査の観点

審査項目	審査の観点
ア 事業内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・脱プラスチックの推進に寄与が期待できること。・事業に係る技術・製品が新規性に優れ、革新的であること。・成果物に対し、市場ニーズの可能性が期待できること。
イ 実用化の可能性	<ul style="list-style-type: none">・明確な事業目的を持つとともに、その達成が期待できること。・予想される成果から判断して、実用化、商品化が期待できること。・現状分析を基にした販売・情報発信計画を持つこと。・製品特性・価格・デザイン等顧客ニーズに応える内容・計画であること。
ウ 事業遂行の確実性	<ul style="list-style-type: none">・事業を遂行できる研究体制であること。・事業を遂行できるスケジュールであること。・事業を遂行できる資金計画であること。・技術や製品の開発段階から、一体的に販路開拓等出口対策を行うことができる事業体制であること。

(2) 選考基準

ア 採点方法

10点満点で平均的なものを5点とし、それぞれの審査項目について採点を行う。

イ 採択基準点

補助事業として採択するものの得点は、各審査員の採点による平均点が各審査項目とも6点以上、合計得点で21点以上でなければならない。

ウ 採択件数等

この条件を満たす申請が採択予定件数以上ある場合は、合計得点が上位の申請をした者から順に採択候補者に選定するものとし、同点の場合は、審査会の審議により決定する。採択候補者のうちに本補助金の交付決定日までの間に辞退する者があった場合は、採択とならなかった申請のうち合計得点の最も高いもの（この条件を満たすものに限る。）の申請者を採択候補者とする。

エ その他

この条件を満たす申請が採択予定件数未満の場合は、審査会の審議により、この条件を満たさないものの申請者も採択候補者とすることができる。

附 則

この要領は、令和元年8月30日から施行する。